

放射性物質等運送変更届

年 月 日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名



危険物船舶運送及び貯蔵規則第 106 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変更した内容

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
2 変更した内容については、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。
3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。